

大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟企業リサーチパーク利用者の
産業科学研究所共通施設等の利用に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟（以下「インキュベーション棟」という。）企業リサーチパーク利用者における、産業科学研究所（以下「本研究所」という。）の共通施設等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共通施設等)

第2条 この要項による共通施設等とは、総合解析センター、量子ビーム科学研究施設、試作工場、情報ネットワーク室とする。

(登録施設・設備)

第3条 本研究所において利用に供する共通施設等の施設・設備（以下「登録設備等」という。）は、各施設等の定めによるものとする。

(利用の申請及び承認)

第4条 企業リサーチパーク利用者が登録設備等を利用しようとする場合は、登録設備等を有する共通施設等が定める規定に従い、利用申請を行い、承認を得なければならない。

2 共通施設等の長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

(利用料金)

第5条 利用の承認を受けた者（以下「設備等利用者」という。）は、共通施設等を所掌する運営委員会等が別に定める当該登録設備等の利用に要する費用（以下「利用料金」という。）を納付するものとする。

(請求)

第6条 利用料金は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位として集計し、四半期毎に請求を行う。

2 企業リサーチパークの利用期間が終了した場合は、前項にかかわらずその翌月に請求を行う。

(通知)

第7条 前条の規定に基づく利用料金の請求は、設備等利用者に利用通知書（兼請求書）を送付して行う。

(支払)

第8条 設備等利用者は、利用料金を本学が指定する期日までに指定する金融機関口座に振り込まなければならない。

2 利用料金を振り込む際の振込手数料は、設備等利用者の負担とする。

(目的外利用の禁止)

第9条 設備等利用者は、利用の承認を受けた目的以外に登録設備等を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(秘密等の保持)

第10条 共通施設等の教職員及び設備等利用者は、登録設備等の利用において知り得た相手方の秘密、知的財産等を書面による同意なしに公開してはならない。

(利用承認の取消し等)

第11条 設備等利用者がこの要項に違反し、又は登録設備等の利用に重大な支障を生じさせたときは、第4条第2項の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(損害賠償)

第12条 設備等利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に係る登録設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第13条 登録設備等の利用に関する事務は、研究連携課で行う。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、登録設備等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月21日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年7月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年7月21日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。ただし、利用料金の改正について、令和元年9月30日までに利用の承認を得た者の当該利用料金については、従前の利用料金とする。

附 則

この改正は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月18日から施行する。